

## 公認 ITAM コンサルタント資格認定基準

### (目的)

第1条 本基準は、公認 ITAM コンサルタント（以下、「CITAM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

### (資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、IT 資産管理（ITAM）に関する正しい知識を有しており、且つ ITAM の構築や改善を指導・助言することが可能である能力を有している者を、CITAM として認定する。

2. CITAM 資格の認定要件として、次のとおり定める。

(イ) 3 年以内に、SAMAC が認定した研修を受講し、これを修了していること。

(ロ) 3 年以内に、SAMAC が認定したトレーニングを受講し、これを修了していること。

(ハ) 1 年以内に、SAMAC が認定した下記試験に合格していること。

- ・ライセンス知識試験

但し次の場合は受験を免除とする

- a ライセンスマネージャー資格取得者

- b 理解度試験合格後 SAMAC 主催ライセンスセミナーを受講した者

- ・理解度試験

(ニ) 過去3年以内に、3件以上の IT 資産管理に関する評価や構築等の支援実績、もしくは2年以上の IT 資産管理に関する業務の実務実績を有していること。なお、実績については、第三者の承認を得ていること。

なお、「IT 資産管理に関する業務」は次のようなものが挙げられる。ただし、下記以外の業務についても、資格認定委員会が妥当と認めた場合はこの限りではない。

- ・ IT 資産の管理業務
- ・ IT 資産の調達業務
- ・ IT 資産の管理用ツールの開発業務
- ・ IT 資産の管理用ツールの販売・導入業務

(ホ) (ニ) で定める「IT 資産管理に関する業務」を顧客へ提供した実績については IT 資産管理基準・IT 資産管理評価規準・JIS X0164-1（以下「基準等」という）を用いた IT 資産管理に関する評価や構築等の支援であること基準等を用いずに行った場合には、具体的な業務内容を実績に記載すること。

合格時点でこの条件を満たさない場合、特例として1年以内として申請を可能とする。

(ヘ) 別途定める申請書を提出し、資格認定委員会にて書類審査に合格していること。

(ト) SAMAC が別途定めている公認 SAM コンサルタントの資格を有している場合は、以下の基準を満たしていること。

- ・SAMAC の指定するアップデート研修を受講していること

- ・上記の研修において実施される理解度試験において合格していること

- ・公認 SAM コンサルタントの資格において維持手続き・更新手続きに遺漏がないこと

(チ) 登録審査料として、SAMAC に1万円（消費税等別）を納めていること。

ただし、納めた登録審査料は理由を問わず返金しないものとする。

また、(ト)により CITAM の資格が認められた者の内、公認 SAM コンサルタントの資格が継続中の者は、CITAM への移行に関する登録料は不要とする。

### (再試験)

第3条 SAMAC 認定試験の結果、合格基準に満たない場合は、研修修了証書の発行日から3年以内に再試験を受けることができる。但し再試験は第2条2(イ)の研修受講にはあたらない。

2. 再試験を受けるためには、再試験料としてSAMACに1科目一万円(消費税等別)を納めなければならない。

### (資格有効期間)

第4条 資格の有効期間は、資格認定後3年間とする。

### (資格更新要件)

第5条 下記に示す要件を満たす場合は、CITAM資格を更新することができる。

(イ) CITAM資格の有効期間内に、下に示す活動ポイント表の条件に従い、毎年最低10ポイントを取得し、かつ維持審査料として7千円(消費税等別)をSAMACに納付していること。維持申請時に当該要件を満たすことができない場合は、翌年度に要件を満たすことを前提に、CITAM資格の維持を許可する。ただし、2年連続して当該要件を満たすことができない場合は、CITAM資格の停止(CITAMを名乗ることができない状態)について資格認定委員会で検討する。

(ロ) CITAM資格の有効期間内に合計60ポイント以上を取得しており、CITAM資格更新時に更新審査料として1万円(消費税等別)をSAMACに納付していること。CITAM資格更新に際して維持審査料は不要とする。CITAM資格更新時に当該要件を満たすことができない場合は、CITAM資格を停止し、SAMACのWebページでの掲載は削除するものとする。なお、海外赴任・育児休暇・介護休暇・一時的な業務離任等特別な事由がある場合には、資格認定委員会の承認をもって、有効期限を猶予する(以下「猶予申請」という)することができる。有効期限の猶予を希望するCITAMは、SAMAC事務局に連絡し、指定された手続に従って申請すること。

(ハ) 資格認定委員会の審議により、猶予申請が認められない場合には、有効期限をもって資格は失効する。維持・更新審査料の納付、または維持・更新申請書類の提出が行われない場合、期日より6ヵ月経過した時点でSAMACホームページ「公認ITAMコンサルタント認定登録者一覧」より削除する。期日より1年を経過した場合、CITAM資格を失効するものとする。

(ニ) 維持・更新審査料を納付した場合であっても維持・更新条件を満たさない場合、CITAM資格を失効する。その際、納付された維持・更新審査料は返金しない。

- 2 CITAM認定者の申請及び審査料免除について以下の通り定める。

(イ) SAMACの各ワーキンググループ(以下「WG」という)のリーダーまたはメンバーとして活動した場合、公認SAMコンサルタントの維持・更新にかかる書類の提出、審査料の支払いを免除される。

(ロ) 事務局は、CITAMの維持・更新時期を迎えるCITAMについて、各WGリーダーへ活動実績の確認を行い、免除対象者を判定する。

■活動ポイント表※ポイントはすべて入力する。

カテゴリ	対象	取得ポイント数	年度上限 ポイント数	実績証明手段
1. 知識習得	ア) SAMAC による更新研修の受講	1回につき 5ポイント	5ポイント	セミナータイトルと日付の入力 受講票の添付
	イ) SAMAC が主催あるいは認定した、セミナーや研修の受講	1時間につき 1ポイント	上限なし	セミナータイトルと日付と時間（何時間受講したか） 受講票の添付
	ウ) その他、IT やセキュリティに関するセミナーの受講	1時間につき 1ポイント	上限なし	セミナータイトルと日付と時間（何時間受講したか） 受講票の添付
	エ) IT 資産管理に関する自己学習	2時間につき 1ポイント	10ポイント	自己学習内容 （テーマと時間を申告） 文字数制限をする。100文字以上。 目的・成果を具体的にわかりやすく記載する。
	オ) 成熟度評価マスター	履修 1回目2ポイント 2回目3ポイント	-	受講票 事例発表をしたかどうか？ 課題を提出したかどうか？
		課題 1課題2ポイント	-	
		事例・懸案事項発表 1回2ポイント	-	
	カ) 構築マスターおよび運用改善マスター	履修 1回目、2回目3ポイント 3回目4ポイント	-	受講票 事例発表をしたかどうか？ 課題を提出したかどうか？
		課題 1課題2ポイント	-	
		事例・懸案事項発表 1回2ポイント	-	
2. 実務経験	キ) 管理基準・評価基準・JIS・ISOを用いた IT 資産管理に関する評価や構築等の支援	1件につき 5ポイント	20ポイント	実施先組織名または概要（都道府県、業種、対象範囲の規模）、実施内容、支援期間の申告、CITAM 上司または所属組織などの実績を証明する第三者の名前、連絡先（登録時あるいは変更時）。 ITAM に関するツールやシステムの開発に携わっている場合には、その開発の要件定義に関わっており、当該要件が管理基準に則したものであることが確認できれば可とする。 ITAM に関するツールやシステムの販売・導入に携わっている場合には、販売・導入に伴う顧客要件定義を作成あるいは作成支援しており、当該要件が管理基準に即したものであることが確認できれば可とする。 上記内容をすべて実績報告欄に記載すること。
	ク) IT 資産管理に関する業務	20ポイント	20ポイント	自社内管理の業務（受託して行っている場合を含む）について申告、CITAM 上司または所属組織などの実績を証明する第三者の名前、連絡先（登録時あるいは変更時）。 組織の IT 資産管理の管理者あるいは担当者として IT 資産管理業務を行っていること。 実施内容を具体的に記載すること。 上記内容をすべて実績報告欄に記載すること。

カテゴリ	対 象	取得ポイント数	年度上限 ポイント数	実績証明手段
3. IT 資産管理への貢献	ケ) IT 資産管理に関するセミナーや研修の講師	30 分以上 1 時間につき 3 ポイント ※30 分未満のセミナーは個別にご相談ください。 初回資料作成の場合には+ 2 ポイント加算する。	上限なし	研修資料のアップロード 研修名称 主催者名 日付 初回の研修かどうかを記載する。 時間を記載する。
	コ) IT 資産管理に関する執筆活動	1 回につき 3 ポイント	上限なし	掲載誌名称及び掲載内容のアップロード
	サ) 他団体への WG、委員会、オブザーバー等の IT 資産管理の専門家としての参加	参加 1 回ににつき 3 ポイント	上限 20 ポイント	団体名、活動内容、参加地位 (WG メンバー、委員、オブザーバー等) 活動日時

(本基準の改廃等)

第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

2021 年 1 月 5 日施行

2021 年 1 月 19 日改定

以上